

- **棟集会** 前号でお知らせいたしましたように、**2月22日(土)・23日(日)**の2日間、各棟の「棟集会」を開催します。日常生活で困っていること、管理組合への要望などお聞かせください。皆様のご参加及び多数のご意見等をお待ちしています。なお、ご自分の棟の日程にご都合のつかない方は、他の日時において頂いても結構です。棟集会資料も同時に配布いたしました。

## 2014年 棟集会日程表

管理組合・自治会

		号棟・場所	集会所			
日	時間		A室	B室	C室	第二
2月22日(土)	午前 10:00~	号棟	13・14	28	22・23	
	午後 3:00~	号棟	10・11・12	29・30	18・19	
	午後 8:00~	号棟	33・34・35		商店・民家	
2月23日(日)	午前 10:00~	号棟	15・16・17		26・27	1・2・3
	午後 1:30~	号棟	36・37	8・9	6・7	4・5
	午後 4:00~	号棟	31・32	24・25	20・21	

- **日曜開所日** 2月度の日曜開所は、**3月2日(日)**に行います。午前9時~12時まで、管理費・駐車場料金のお支払いにご利用ください。「転出・転入」の手續等も受け付けます。転出入の際は、電気・ガス・水道（転出の場合は郵便局へも）の使用についても各事業所へ必ず連絡してください。
- **ゴミ有料化** 2月3日(月)に、千葉市が団地内でのゴミ出し状況の調査を行いました。市職員の話では、概ねきれいに出してあるとの評価でしたが、残念ながら3ヶ所の階段で、旧ゴミ袋のまま出してありました。くれぐれもご注意ください。

転出・転入・長期不在の際は管理組合事務所で所定の手續をしてください。



管理組合は区分所有法にもとづく団体で、区分所有者全体で構成され、共有財産である共用部分の維持管理を行います。管理組合の役割は幅広く、建物や敷地、付属施設などを良好な状態に保ち、円滑な共同生活を維持する為に必要な様々な事項が含まれています。

管理事務所から